

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト

確認実施日：2026年6月1日

医療機関名：百合ヶ丘つだ内科心臓不整脈クリニック

1. 医師－患者関係・合意、診療計画に関する事項

確認	遵守すべき内容（指針の要約）
☐ 遵守	オンライン診療の実施にあたり、患者がオンライン診療を希望していること、及び医師がオンライン診療による適切な診療が可能と判断し、患者の合意を得ている。
☐ 遵守	オンライン診療を行う前に、原則として直接の対面診療により十分な医学的評価を行い、それに基づいて2年間保存する「診療計画」を策定している。
☐ 遵守	初診からオンライン診療を行う場合は、原則としてかかりつけの医師が行うか、過去の診療録、診療情報提供書、健康診断結果等の医学的情報を事前に把握して実施している。

2. 本人確認・診察方法・薬剤処方に関する事項

確認	遵守すべき内容（指針の要約）
☐ 遵守	医師及び患者の双方が、顔写真付きの公的身分証明書（HPKIカード、マイナンバーカード、運転免許証等）等を用いて、互いに本人確認を確実にしている。
☐ 遵守	オンライン診療は、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報通信手段（ビデオ通話）を用いて実施し、チャットやメールのみによる診療は行っていない。
☐ 遵守	初診からのオンライン診療において、麻薬及び向精神薬の処方、ならびに基礎疾患等の情報が把握できていない患者への特定の医薬品（抗がん薬や免疫抑制薬等）の処方は行っていない。

3. オンライン診療の提供体制・設備に関する事項

確認	遵守すべき内容（指針の要約）
☐ 遵守	急病急変時の対応方針（自ら速やかに対応できる体制、またはあらかじめ連携を取り決めた他の医療機関の明示）を患者に説明し、合意を得ている。
☐ 遵守	医師がオンライン診療を行う場所は、清潔かつ安全で、患者のプライバシーが完全に保たれる物理的に外部から隔離された空間を確保している。

☐ 遵守	患者がオンライン診療を受ける場所についても、プライバシーが保たれ、物理的に外部から隔離される空間において行うよう指導している。
-----------------------------	---

4. 情報通信環境・セキュリティに関する事項

確認	遵守すべき内容（指針の要約）
☐ 遵守	厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した通信機器、システム、セキュリティ対策（暗号化、多要素認証等）を採用している。
☐ 遵守	医療機関とオンラインシステム提供事業者との間のセキュリティリスクに関する責任の範囲（責任分界点）及びシステムに起因する事故発生時の対応方法を明確にしている。
☐ 遵守	使用する通信システムやアプリケーション、OSについて、脆弱性の解消を目的とした適宜のアップデートを確実にしている。

※ 本チェックリストは厚生労働省発出の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、医療機関が自組織の基準遵守状況を定期的に自己評価・確認するために作成されたものです。各医療機関の実施体制（初診対応の有無、受診施設の活用等）に合わせて、適宜項目をカスタマイズしてご活用ください。